ルハ、アリ九月廿五日ノ職工側ノ要求ニ対シテ未ダ何等ノ回答ヲ為サザルモ出来得ル限リ高額ノ解雇手当ヲ支給シ解決シタキ希望ヲ有シ居リ一両日中ニ労資両会見ヲ為シ接衝スルモノト認メラル

右及申（通）報候也

（附記）

所民諸君に訴ふ

東京曲木家具工場主手塚五郎の代理弁護士内務省出身の内[illegible]は去る廿三日全従業員の首を切つた　而も[illegible]て結べる労働協約書の約定を無視して手当日々分日給の十四日分で投げ出さんとした　言語道断この世情冷酷なる態度なる資本家手塚を[illegible]として人の[illegible]彼が反省するまで戦ふものである

所民諸君の御了解を乞ふ

東京曲木工場争議団

秘

争　4.10.7　808

労秘第二、二六六號

昭和四年十月五日

警視總監　丸山鶴吉

内務大臣　安達謙藏殿

社會局長官殿

各廳府縣知事長官殿（北海道、京都、大阪、神奈川、兵庫、愛知、福岡、静岡、埼玉）

東京曲木家具工場ノ労働争議ニ関スル件（第三報）

要旨

（一）工場主ハ九月三十日解雇手當ノ日給ノ受取方ヲ郵便ニテ通告シタル処争議団側ハ日給ノミ受取リ解雇手當ヲ受取ラズ

（二）九月三十日労資代表ノ会見シタルガ工場主側態度強硬、職工側ハ事件ノ調停ヲ當廳調停課ニ依頼スルモノノ如シ